

# 万町町内会サークル活動団体登録要領

## 1 目的

万町町内会では、住民相互の交流促進、健康・福祉の増進及び万町町民会館（以下「会館」という。）などの利用促進を主な目的としたサークル活動団体の登録・更新を行うものである。

## 2 登録要件

サークル活動団体の登録要件は以下のとおりとする。また、サークル活動場所は、会館や万町ふれあい広場など万町町域内とする。

- (1) 万町町内会の住民相互の交流活動を行うこと
- (2) 万町町内会会員の教養の向上、健康・福祉の増進並びに自治意識の高揚を目的とした活動を行うこと
- (3) 営利または政治宗教活動を目的としないこと
- (4) 活動により近隣周辺に騒音や振動などの迷惑をかけないこと
- (5) 万町町内会の各種団体（万寿会など）として活動する団体でないこと
- (6) サークル活動団体の構成員は、原則5名以上とし、かつ、構成員の2分の1以上が万町町内会会員であること

## 3 登録・更新方法

万町町内会サークル活動団体として登録または更新しようとする団体は、あらかじめ「万町町内会サークル活動団体登録・更新申請書」に必要事項を記載し、関係書類（会員名簿、活動計画）を添付して万町町内会会長あてに提出する。

また、会館利用サークルの登録内容（名称・代表者等）に変更または解散などする場合は、速やかに報告する。

## 4 有効期間

登録承認の有効期間は、原則として申請年度を含む2年以内とする。

## 5 施設使用料

登録されたサークル活動団体の会館等の施設使用料は、減額又は無料とする。なお、具体的な施設使用料については、会館使用料は「万町町民会館 使用規程」のとおりとし、万町ふれあい広場の使用料は「万町町内会内規」のとおりとする。

## 6 登録の取消し

登録団体が次のいずれかに該当する場合は、直ちに登録を取り消す。

- (1) 登録要件の一部を具備しなくなった場合
- (2) その他登録が不相当と認められる場合

## 7 報 告

各サークルの活動状況や計画などの情報共有を図るため、各サークル活動団体は万町町内会が開催する「(仮称)サークル活動報告会」において報告する。

(付 則)

この要領は、令和6年4月1日より施行



万町町内会サークル活動団体会員名簿

団 体 名			
代表者氏名		電話番号	
		E-mail	
連絡先氏名		電話番号	
		E-mail	

No.	氏 名	班 名	No.	氏 名	班 名
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

※他の様式で提出される場合は、氏名・班名の記載をお願いします。

令和 年 月 日までの活動計画

団体名

主として行う活動（年間を通じて実施するもの）

上記以外で実施する活動

- ※ 箇条書きで記入してください。
- ※ 活動の予定はなるべく詳しく記入してください。
- ※ 実施を予定している活動は、日時が未定であっても記入してください。
- ※ この様式に限らず任意の様式でも構いません。